

公共工事の適正な施工の確保について

## 公共工事施工上の留意事項

市が発注する公共工事を受注した事業者が工事を施工するにあたって、次の事項に特に留意していただき、関係諸法令を遵守し、事業の有効かつ適正な執行を図り、優良な工事の完成を期してください。

### 1. 工事現場での事故防止

労働災害の防止については、自社の労働者はもとより下請負がある場合は、その労働者も含めて保安教育及び工事現場内の保安設備の点検等を行い、事故防止に万全を期するよう十分配慮してください。

### 2. 適正な労働条件の確保

建設業に従事する労働者の雇用にあたっては、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、労働条件の改善及び労働災害の防止に努めてください。

### 3. 地元企業の育成、地元経済の活性化

下請施工を必要とする場合には、できる限り地元業者への優先的な発注をすると共に施工に必要な各種建設資材の調達においても、地元資材（機械等の購入又はリースを含む。）の積極的な活用を努めてください。

### 4. 一括下請負（丸投げ）の全面禁止

建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、一括して他の者に工事を請け負わせることは全面的に禁止されています。

### 5. 元請下請取引の適正化

下請契約に際しては、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容を持つ契約書による契約を締結するとともに、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない額を下請代金としないようにしてください。